

奈良県被災建築物応急危険度判定制度要綱

第1章 総 則

第1 目 的

この要綱は、地震により被災した建築物が引き起こす二次災害の防止が、災害対策上重要であることにかんがみ、奈良県地域防災計画に位置付けられた被災建築物応急危険度判定に係る業務を迅速かつ的確に実施するため必要な事項を定めるものとする。

第2 定 義

この要綱において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 被災建築物

地震により被害を受けたと思われる既存建築物をいう。

(2) 応急危険度判定

余震等による建築物の倒壊、部材の落下等により引き起こされる人命への危害（以下「建築物の二次災害」という。）を防止する目的で、地震発生後応急的に被災建築物の被害の程度を調査し、その使用に際しての危険度を判定することをいう。

(3) 被災建築物応急危険度判定士

応急危険度判定に係る知識及び技能を習得した技術者で、かつ、県に登録された者又は災害時に応急危険度判定業務を支援するため他の都道府県から派遣された者をいい、以下、「判定士」と総称する。

(4) 被災建築物応急危険度判定コーディネイター

被災地の市町村職員と協力して応急危険度判定業務のとりまとめを行う県職員をいい、以下「コーディネイター」と称する。

(5) 被災建築物応急危険度判定リーダー

被災地において、コーディネイターの下で判定士の作業を指揮する県又は市町村の職員をいい、以下、「リーダー」と称する。

第3 応急危険度判定の位置付け

応急危険度判定は、その必要性を認識した市町村が主体的に実施するものとする。また、県は、応急危険度判定に係る技術の供与及び判定士その他の人材の派遣を通じて当該市町村を支援するものとする。

第4 判定結果に対する責任

応急危険度判定を実施した市町村の長は、判定結果について、その責を負う。

第2章 応急危険度判定の実施

第1 応急危険度判定実施の決定

市町村災害対策本部は、地震後において被災した市街地の状況を早急に把握し、建築物の二次災害の発生のおそれがあると判断した場合、応急危険度判定の実施を決定する。

第2 判定士への協力要請

市町村災害対策本部は、当該市町村職員のみによる応急危険度判定の実施についてその能力が不足していると判断した場合、判定士に対し判定作業への協力要請を行うものとする。ただし、県災害対策本部又は県の要請を受けた一般社団法人奈良県建築士会が派遣しようとする判定士にあっては、あらかじめ協力要請が行われたものとみなすことができる。

第3 県への協力要請

市町村災害対策本部は、当該市町村職員及び第2の規定により協力要請に応じた判定士のみによる応急危険度判定の実施についてその能力が不足していると判断した場合、速やかに県災害対策本部に対し、コーディネイターの派遣を要請するとともに、判定士の追加派遣の要請その他必要な支援要請を行うものとする。

第4 他の都道府県への協力要請

県災害対策本部は、応急危険度判定の実施にあたって他の都道府県に対し判定士の派遣を要請する必要があると判断した場合、「近畿被災建築物応急危険度判定協議会規則」、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき当該派遣の要請を行うものとし、さらに判定士の不足等の事態が生じ、全国規模で判定士の追加派遣の要請その他の支援要請が必要と判断した場合、国土交通省を通じて当該派遣等の要請を行うものとする。

第5 応急危険度判定の実施

市町村災害対策本部は、応急危険度判定の実施が決定された場合、緊急輸送路の復旧等の状況を勘案の上、コーディネイター（県への協力要請を行わなかった場合には、被災建築物対策の実施責任を有する市町村職員。以下この章において同じ。）に対し判定業務の開始を指示するものとする。

第6 コーディネイターへの権限委譲

コーディネイターは、他特段の事情がない限り、国、県等関係部局との協議、リーダーに対する指示、判定士の派遣の手配、判定作業に必要な資機材の調達その他応急危険度判定の実施に関し、市町村災害対策本部に代わって必要な措置を講ずるものとする。

第7 判定作業中の事故等

判定士の事故、被災住民と判定士とのトラブルその他判定作業の支障となる事態が生じた場合には、当該判定作業の現場を担当するリーダーが解決に努力しなければならない。

第8 応急危険度判定の終結

市町村災害対策本部は、応急危険度判定の終結を決定した場合、それを速やかに全リーダーに伝達しなければならない。

第9 判定結果の報告

市町村災害対策本部は、応急危険度判定の実施状況及び判定結果を県災害対策本部に報告しなければならない。

第3章 事前の環境整備等

第1 資機材の備蓄

県及び市町村は、常時判定作業に必要な資機材の備蓄に努めるものとする。

第2 普及啓発

県は、建築物の震災対策に係る啓発、応急危険度判定に係る技術の普及及び判定士の育成に努めるものとする

第3 その他

この要綱は、奈良県地域防災計画の改定、又は全国被災建築物応急危険度判定協議会、近畿被災建築物応急危険度判定協議会等の決定により修正等の必要が生じた場合、速やかに改正するものとする。

附則

この要綱は、平成8年12月12日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。